

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月12日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	(略)	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ツ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、高田町1・2・3丁目、丸山町、稻荷町1・2・3丁目、稻荷町3丁	十日町警察署	十日町駅前交番	(略)	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ツ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、 <u>大黒沢</u> 、 <u>小黒沢</u> 、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、 <u>伊達</u> の一部(<u>伊達本村</u>)、高田町1・2・3丁目、丸

		目北、稲荷町3丁目南、千代田町、本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1・2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町2・3丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り、上川町、田川町1・2・3丁目、学校町1・2丁目、川原町			山町、稲荷町1・2・3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1・2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町2・3丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り、上川町、田川町1・2・3丁目、学校町1・2丁目、川原町
	(略)			(略)	
土市駐在所	(略)	十日町市のうち馬場(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸)、新宮(甲、乙)、姿、安養寺、伊達(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、 <u>大黒沢、小黒沢</u>		土市駐在所	(略) 十日町市のうち馬場(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸)、新宮(甲、乙)、姿、安養寺、伊達((甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)(伊達本村を除く。))
	(略)			(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。